

平成 2 6 年 藤枝市議会 9 月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(請願審査)

平成 2 6 年 1 0 月 3 日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、請第1号『行政書士法違反書類の藤枝市各機関への提出排除に関する請願』の採択を求める請願について、審査の経過と結果を主な発言を中心にご報告いたします。

また、本委員会へ請願代表者が出席しましたので、請願代表者へ質疑する形で、審査を進めましたので申し添えます。

初めに、「藤枝市内において非行政書士の活動が頻繁に行われていることを見聞きしていると言っているが、どのくらい件数があるか把握しているか。」という質疑があり、

これに対して、「行政書士会は捜査機関ではないので、確かな数値はわからないが、他市町で判明した違法行動からすると、藤枝市内でも非行政書士が活動していると思われる。」という答弁がありました。

次に、「例えば、住宅会社が、無償で建築確認申請書等を作成し、市民に不利益がない場合、本人申請という観点からすると、行政書士法違反ではないのでは。」という質疑があり、

これに対して、「行政書士でない者が反復して、業として書類等を作成すれば、行政書士法での違法行為になる。」という答弁がありました。

次に、「この請願が求めるものは、越権行為として考えられると思うが。」という質疑があり、

これに対して、「行政書士のなりすましが市民に与える不利益は甚大であり、あくまで行政書士の権益が目的ではなく、市民に不利益が起きないように、事前に行政機関に協力を求めるものである。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「申請は、本人申請が基本である以上、能力のある本人が自分で作成したり、無償で他人が作成したりするものを、本人が書類提出するのは自由であり、行き過ぎた確認は越権行為である。また、藤枝市役所において、職員は申請受理などの窓口対応において、一生懸命対応しており、請願の必要性がないと考え、反対する。」という討論がありました。

次に「本請願の趣旨は、市民の権利や貴重な財産を守ることを目的として、窓口においての本人確認や代理人および申請代理人等の身分確認の徹底を求めるもので、本人でないものが本人を語る、行政書士でないものになりすます、こういった不正行為を排除することである。よって、同請願に賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。